

訪 問 介 護 契 約 書

様（以下、「利用者」といいます）と訪問介護事業所 白寿（以下、「事業者
います。）は、事業者が利用者に対して行う訪問介護について、次のとおり契約します。

第1条（目的）

事業者は、利用者に対し、介護保険法の趣旨にしたがって、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう訪問介護を提供し、利用者は事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払うものとします。

第2条（期間と更新）

- 1 この契約の契約期間は令和 年 月 日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。
- 2 契約満了の2日前までに、利用者から事業者に対して、文書により契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

第3条（訪問介護計画）

事業者は、利用者の日常生活全般の状況および希望を踏まえて、「居宅サービス計画」に沿って「訪問介護計画」を作成します。事業者はこの「訪問介護計画」の内容を利用者及びその家族に説明します。

第4条（訪問介護の提供場所及び内容）

- 1 訪問介護の提供場所は住宅型有料老人ホーム 庄内の里です。
- 2 事業者は、第3条に定めた訪問介護計画に沿って訪問介護を提供します。
- 3 利用者は、サービス内容の変更を希望する場合には、事業者に申し入れることができます。その場合、事業者は、可能な限り利用者の希望に添うようにします。

第5条（サービスの提供記録）

- 1 事業者は、訪問介護の実施ごとに、サービスの内容等を、この契約書と同時に交付する書式の記録票に記入し、利用者の確認を受けることとします。利用者の確認を受けた後、その控えを利用者に交付します。
- 2 事業者は、サービス提供記録を作成することとし、この契約の終了後2年間保管します。
- 3 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関する第2項のサービス提供記録を閲覧できます。
- 4 利用者は、当該利用者に関する第2項のサービス提供記録の複写の交付を、受けることができます。

第6条（料金）

- 1 利用者は、サービスの対価として利用単位毎の料金をもとに計算された日々の料金を、支払います。
- 2 事業者は、利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者に対し領収証を発行します。

第7条（サービスの中止）

- 1 事業者は、利用者の体調不良等の理由により、訪問介護の実施が困難と判断した場合、サービスを中止することができます。

第8条（料金の変更）

- 1 事業者は、利用者に対して、利用単位毎の料金の変更（増額または減額）を申し入れることができます。
- 2 利用者は、料金の変更を承諾しない場合、事業者に対し文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

第9条（契約の終了）

- 1 利用者は事業者に対して、1週間の予告期間をおいて文書で通知することにより、この契約を解約することができます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間が1週間以内の通知でもこの契約を解約することができます。
- 2 事業者はやむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1ヶ月間の予告期間をおいて理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
- 3 次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
 - ① 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
 - ② 事業者が守秘義務に反した場合
 - ③ 事業者が利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
 - ④ 事業者が破産した場合
- 4 次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
 - ① 利用者のサービス利用料金の支払が1ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払われない場合
 - ② 利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合
 - ③ 利用者またはその家族が事業者やサービス従業者または他の利用者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合
- 5 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - ① 利用者が介護保険施設に入所した場合
 - ② 利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）や要支援と認定された場合
 - ③ 利用者が死亡した場合

第10条（秘密保持）

事業者および事業者の使用する者は、サービスの提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしてはならない。この守秘義務は、契約終了後も同様です。

第11条（賠償責任）

事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

第12条（緊急時の対応）

事業者は、現に訪問介護の提供を行っているときに、利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、家族または緊急連絡先へ連絡するとともに、速やかに医師（主治医）等に連絡を取る等必要な措置を講じます。

第13条（連携）

- 1 事業者は、訪問介護の提供にあたり、介護支援専門員および保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。
- 2 事業者は、この契約の内容が変更された場合またはこの契約が終了した場合は、第9条2項または4項に基づいて解約通知をする際は事前に介護支援専門員に連絡します。

第14条（相談・苦情）

事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、訪問介護に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

第15条（本契約に定めのない事項）

- 1 利用者および事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
- 2 この契約に定めのない事項については、介護保険法その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

第17条（個人情報の取扱い）

事業所は社会福祉法人都市社会福祉事業団の示す「個人情報保護に関する基本方針」「個人情報保護規定」の下、あらかじめ利用者及び家族の同意を得ないで、個人情報を取り扱いません。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

契約者氏名

事業者	宮崎県番号	号
<事業者名>	社会福祉法人常陽社会福祉事業団	
	指定訪問介護事業所 白寿	
<住所>	都城市庄内町8673番地	
<代表者名>	管理者	岩本 英久 印

利用者

<住所>

<氏名>

印

(代理人)

<住所>

<氏名>

印

